

日本獣医生命科学大学倫理綱領申し合わせ事項

1. 学生対応

- 1) 学生力の強化に資するよう、教員は教育法の開発、学習支援に努める。
- 2) 大学は、教育、学習、保健、環境を整備し、学生生活を支援する。
- 3) 授業内容、成績評価、単位認定は学生への公表を基本とし、公正を期する。
- 4) 学生の事故には、緊急に対応し、安全を確保し、状況を調査し、再発を防止する。
- 5) 学生の個人情報保護を保護し、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントを防止する。

2. 受験生対応

- 1) 大学の正当な認知度を促進し、広く受験生に門戸を開くよう努める。
- 2) 不正な入学を防止し、優れた学生を選び、必要に応じ成績を開示する。
- 3) 障害学生の受験にも適切に対応し、全受験生の個人情報は厳重に管理し保管する。

3. 父母会・同窓会対応

- 1) 敬意をもって接遇し、大学の業務・学務の状況は、許された範囲で公開する。
- 2) 個人情報の保管並びに父母会・同窓会からの意見、批判、要望には適切に回答する。
- 3) 寄付行為に対しては、必ず謝意を表す。

4. 教職員対応

- 1) 国法の遵守、法人及び大学の諸規定（程）を遵守する。
- 2) 大学人として、職種・職階等の秩序を保持し、明るい職場を作る。
- 3) 職務専念義務を果たし、許可なき学外業務を自制し、担当教育科目は担当教員の責任において完遂する。
- 4) 教育や研究活動によって得た情報、資料等の厳重な管理と適正な利用に心掛け、外部持ち出しには許認可が必要か否か、自から判断した後に実施する。

- 5) 大学の収入はその大半が授業料であることを認識し、使用に当っては目的を熟考し、使用した経費等は速やかに報告する。
- 6) 科学研究費補助金は、税金を原資とした公的補助金であり、その意味を理解し所定の手続きによって適正に活用し、規定に準じて報告を行う。
- 7) 企業の受託研究等による研究補助は節度ある収集と届出、適正な使用と報告は受益者の責任である。
- 8) 利益相反行為に対しては、関連諸規定により対応する。
- 9) アカデミックハラスメント・パワーハラスメント・セクシャルハラスメントを禁ずる。

5. 研究者（大学院）対応

- 1) 特許権、著作権等の申請は、法人と大学の制度に従う。また、他人の知的財産権としての特許権、著作権、商標登録、実用新案等はそれを侵害してはならない。
- 2) 研究成果は個人の研究の証明であり、その公表には適正を期し、捏造等があってはならない。
- 3) 研究者相互の人格を尊重し、批判には適切に対応し、徒な中傷等は慎む。
- 4) 動物倫理上又は生命倫理上の問題となることが懸念される教育や研究課題については、該当する委員会と相談し、許認可の必要な場合はそれに従い、倫理に悖る行為は嚴重に慎む。

6. 動物医療センター対応

- 1) インフォームドコンセントは、獣医療の端緒である。同時に飼育者による自己決定権の支援でもあり、慎重と適正を期する。
- 2) 緊急な診療要請には可及的速やかに対応する。
- 3) 勤務教職員の相互信頼を構築する。
- 4) 獣医療費の領収証提示と説明は必ず実施する。
- 5) 動物愛護と福祉並びに動物倫理の意味を常に自省する。